

令和3年9月17日

報道発表資料

精神障害者保健福祉手帳の障害等級決定の誤りについて

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の決定について誤りがあることが判明しましたので、御報告いたします。

1 概要

精神障害者保健福祉手帳は、その手帳交付を希望する者が申請書に精神障害者保健福祉手帳用診断書（以下「診断書」という。）もしくは、精神障害を事由とする障害年金の証書の写しのいずれかを添えて申請し、本市がそれらの情報から1級～3級の障害等級を決定しています（別添資料参照）。

その際、福祉総合情報システムに誤った障害等級を入力、決定した後、誤った障害等級の手帳を交付していたことが判明いたしました。

2 経緯

8月3日（火）に手帳更新の障害等級判定を行う中で、判定の参考とするため前回（2年前）の診断書と今回の診断書を比較したところ、前回、判定結果と異なる障害等級を福祉総合情報システム上に入力し、誤った障害等級の手帳を交付していたことが判明しました。

3 件数

今後の手帳更新の際に判定の参考とする過去2か年（平成31年度及び令和2年度）の判定結果について判定件数計14,247件（人）のうち平成31年度中に5件（人）（「2 経緯」で記した件を含む）の同様の事例が確認されました。

4 原因

入力内容の確認を複数の職員で行わなかったことが原因と考えられます。

5 対応

障害等級を誤った方には、経緯及び本来受けられる福祉サービス等について御説明・謝罪いたしました。これらの方に対しては、引き続き丁寧に対応してまいります。

6 対策

福祉総合情報システムへの入力はダブルチェックを徹底するとともに、入力の際には決定した障害等級ごとに分けて入力作業を行う等して、事務上の誤りが発生しないよう一層注意してまいります。

川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
総務・判定課 左近担当
電話 044-200-2511

(別紙) 障害福祉の案内「ふれあい」より抜粋

○精神障害者保健福祉手帳の概要

利用できる方 … 初診日より6か月以上精神障害の状態にあり、日常生活または社会生活に何らかの制約のある方で、手帳の交付を希望する方

内 容 … 精神障害者の社会復帰や自立、社会参加の促進を図ることを目的として交付する手帳です。障害の等級に応じ、税金の控除・減免、各種施設の入場料等の減免、電話番号案内料免除、バス乗車券等交付、NHK放送受信料免除等の優遇を受けられます。

手 続 方 法 … 申請書に手帳用診断書または精神障害による障害年金の証書等（特別障害給付金受給資格者証も含む）の写しと照会同意書及びマイナンバーの確認に必要な書類等を添えて、居住地の地域みまもり支援センターに提出します。手帳の有効期間は2年間です。有効期限の3か月前から更新申請が可能です。なお、手帳交付時には本人の写真（縦4cm×横3cm）が必要になります。

○精神障害程度

1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

○精神障害者保健福祉手帳の決定までの流れ

